

やむを得ない事由による保育の利用の措置に係る費用の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）第24条の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第5項又は第6項の規定による保育の利用の措置（次条において「措置」という。）に係る費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収額)

第2条 法第56条第2項の規定により扶養義務者から徴収する額は、措置に係る児童が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により施設型給付費等の支給を受けたものとした場合に、教育・保育施設等の利用者負担額に関する規則（平成27年横須賀市規則第24号）に規定により算定した額とする。

(その他の事項)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。